

第 12 次労働災害防止計画の実施状況（報告）

（平成 25 年度の状況）

平成 26 年 7 月 25 日

厚生労働省安全衛生部

全体目標の状況	2
第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策	3
陸上貨物運送事業対策	5
建設業対策	6
製造業対策	8
メンタルヘルス対策	9
過重労働対策	11
化学物質による健康障害防止対策	12
腰痛予防対策	14
熱中症対策	14
受動喫煙防止対策	15
リスクアセスメントの普及促進	16
高年齢労働者対策	17
非正規労働者対策	18
行政、労働災害防止団体、業界団体の連携・協働による労働災害防止の取組み	19
社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進	21
科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進	22
発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	23
東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応	25

【全体目標の状況】

- ・休業4日以上の死傷者数は、平成24年と比較して、平成25年は4年ぶりに減少したものの、減少幅は1.2%減にとどまっている。
- ・死亡者数は、平成24年と比較して、平成25年は5.8%減となった。

		平成24年	平成25年	目標（平成29年）
全体目標	休業4日以上の死傷者数（人）	119,576	118,157 （1.2%減）	101,640 （15%減）
	死亡者数（人）	1,093	1,030 （5.8%減）	929 （15%減）

【第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策】

目標	休業4日以上死傷者数（人）	平成24年	平成25年	目標（平成29年）
	小売業	13,099	12,808（2.2%減）	10,479（20%減）
	社会福祉施設	6,480	6,831（5.4%増）	5,832（10%減）
	飲食店	4,375	4,416（0.9%増）	3,500（20%減）
12次防の記載内容		平成25年度取組		
安全衛生管理体制の強化				
●現在の安全管理者制度を参考に、小売業等の実態に即した効果的な安全管理体制の構築を検討する。		○平成25年12月の建議「今後の労働安全衛生対策について」を踏まえ、平成26年3月28日に安全推進者の配置等に係るガイドラインを関係業界団体に通知した。		○
●現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握を進め、これらの実態を踏まえて、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。		○平成25年11月に実施した全国統計調査（労働安全衛生調査）において、非正規労働者の安全衛生に関する調査を実施した（結果は平成26年秋頃に取りまとまる予定）。		△
小売業に対する集中的取組				
●まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。		○都道府県労働局及び労働基準監督署（以下「局署」）において本社又は中核的支社に対して指導を行い、その指導内容を各店舗に伝達させることで、指導の効率化を図る等効果的な指導を実施した。		○
●バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。		○委託事業により、危険マップ作成ツール（ステッカー、マーカー等）を作成し、これを活用して全国381の小売業の事業場に対して専門家による個別コンサルティングを実施した。		○
●小売業での安全管理について、国内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用するとともに、それらの事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成し、その普及を図る。		○意識啓発、指導普及に資する資料等（「小売業における労働災害防止のポイント」など）について、厚生労働省ホームページで公表した。		○
●作業性、安全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発を促進し、普及させる。		○「労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究」を委託事業で実施する予算要求を行った。		△
社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組				
●社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行		○委託事業により、危険マップ作成ツール（ステッカー、マーカー等）を作成し、これを活用して全国383の社会福祉施設に対して専門家による個別コンサルティングを実施した。		○
		○腰痛予防対策指針について、社会福祉施設等における介護・看護作業全般を対象を広げ、改訂を行った。また、改定内容についてリーフレットを作成し、地方自治体を含む関係各所に対して周知を行うことで		

う。 ●上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報に基づき、マニュアル等を見直し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。	腰痛予防対策指針の普及、定着を図った。 ○意識啓発、指導普及に資する資料等（「社会福祉施設における安全衛生対策」など）について、厚生労働省ホームページで公表した。 ○腰痛予防対策指針について厚生労働省ホームページにて公表し、広報を行った。 ○中災防により腰痛のリスクアセスメントマニュアルを作成した（そのマニュアルを平成26年度の第三次産業労働災害防止対策支援事業の中でテキスト作成等に生かし、腰痛予防教育講習会等に活用する予定）。	○
●事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。	○第三次産業労働災害防止対策支援事業（委託事業）の中で、腰痛予防講習会を実施した（地方自治体や業界団体に周知を依頼の上、全国で51回にわたり開催）。	○
飲食店に対する集中的取組		
●飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を作成し、普及するとともに、事業場に対する指導等に活用する。	○意識啓発、指導普及に資する資料等（「飲食店を経営する皆様へ 労働災害防止のためのポイント」「飲食店の安全衛生活動好事例集」（中央労働災害防止協会）など）について、厚生労働省ホームページで公表した。	○
対策の類型化と普及		
●労働安全衛生総合研究所の協力を得て、個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化して取りまとめ、意識啓発、指導等に取り入れる。	○労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」）において、3か年計画で調査研究を実施中（平成25年度は小売業、飲食店の事業者に対してアンケートを実施）。	○

（注記）

「25年度の実施状況」の右欄の「○」「△」「－」の印は、次を表すものであること。

「○」：記載事項の実施を実施したもの

「△」：記載事項の実施が実施途上であるもの

「－」：未実施（今後実施予定のもの）

【陸上貨物運送事業対策】

目標	陸上貨物運送事業における 休業4日以上死傷者数（人）	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		13,834	14,190（2.6%増）	12,451（10%減）
12 次防の記載内容			平成 25 年度の取組	
荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等				
●陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。		○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」について、局署が実施する個別指導・集団指導のほか、委託事業等により、陸運業者に対して研修会を行い、周知・普及を図った。		
トラック運転者に対する安全衛生教育の強化				
●荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。		○左記の内容を盛り込んだ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」について、局署が実施する個別指導・集団指導のほか、委託事業等により、陸運業者に対して研修会を行い、周知・普及を図った。		
荷主による取組の強化				
●荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。		○局署が実施する集団指導等により、荷主等に対し、平成 25 年 12 月 25 日に国土交通省が作成したモデル運送契約書を周知するとともに、委託事業の講習会により、安全な作業環境、走行計画の整備等荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の履行確保を促進した。		

【建設業対策】

目標	建設業における死亡者数（人）	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		367	342（6.8%減）	294（20%減）
12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組		
墜落・転落災害防止対策				
●足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、労働安全衛生総合研究所と協力して、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を開発し、普及させる。		○安衛研による研究等により平成 26 年 3 月に作業標準マニュアルを作成した（今後、パンフレットにより周知予定）。		
●作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる。		○委託事業により、研修会（全国 13 回、約 800 人）を行い、ハーネス型安全帯の普及を図った。		
震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策				
●建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。		○建設業における総合的労働災害防止対策により、発注者における安全衛生を確保するための必要な経費の積算等の取組を進めた（建設工事関係者連絡会議（H26.4.11 通達）により、発注者、施工者、安全衛生行政関係者の三者が連携して取組を進める予定）。		
●特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。		○解体工事等における石綿ばく露防止対策経費の確保等について、環境省とも連携しながら、各地域における発注者である地方整備局や地方公共団体等に対し、要請を行った。		
●新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。		○局署において、建設工事を行う事業者に対し、新規参入者等への教育の実施等統括安全衛生管理の徹底を指導するとともに、委託事業により、震災の復旧復興工事に関する新規参入者等に対する安全衛生教育の支援を実施した。		
解体工事対策				
●引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。		○全国で延べ 2,279 の解体等工事現場の個別指導等を実施したほか、2 回、都道府県労働局に対し、地方公共団体等の建設部局や環境部局との合同パトロールの実施を指示した。		
		○解体工事等の際の事前調査を行う中小規模事業者や、事前調査の際の石綿分析を行う分析機関の能力向上のための支援事業を委託により実施した。		
		○集じん・排気装置の整備については、平成 26 年 3 月に漏えいの有無の点検を義務付けるなど石綿障害予防規則等の改正を実施した。		
●老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事		○安衛研において、解体工事における安全対		

	での安全対策を検討し、ガイドラインを示す。	策に関する研究を行った。	
自然災害の復旧・復興工事対策			
	●自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。	○災害復旧・復興工事で使用される鉄骨切断機、コンクリート圧砕機等の車両系建設機械に対して、有資格者による運転、構造規格の具備、使用上の安全規制の創設などを内容とする労働安全衛生規則等の改正(平成 25 年 7 月 1 日施行)等を行い、その周知・徹底を図った。	○

【製造業対策】

目標	製造業における死亡者数（人）	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		199	201（1.0%増）	189（5%減）
12 次防の記載内容			平成 25 年度の取組	
機械災害防止対策の推進				
●死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。		○災害が多発していた食品加工用機械について、作業の特性を踏まえて労働安全衛生規則を改正（平成 25 年 10 月 1 日施行）するとともに、局署における説明会や委託事業を通じて周知を図った。 ○また、機械等の回収・改善命令制度のあり方等について検討会を開催し報告書を取りまとめた（これを受け、機械の設計・製造段階の安全化を促進するための要領を策定する予定）。		
労働災害防止団体と連携した取組み				
●特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。		○平成 25 年度から、中央労働災害防止協会（以下「中災防」）が中小規模事業場を対象に実施する「安全衛生サポート事業」に対する補助を行い、集団支援（128 件）及び個別支援（943 件）を実施した。		

【メンタルヘルス対策】

目標	メンタルヘルス対策に取り組んでいる 事業場割合	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		47.2%	集計中	80%以上
12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組		
メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組				
●労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。		○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、局署において事業者メンタルヘルス対策に取り組むよう指導を実施した。 ○メンタルヘルス対策支援センターにおいて、管理監督者への教育を含めた事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みへの支援をするとともに、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」により情報提供を実施した。		○
●「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。		○パンフレット等の作成・配布や、ポータルサイト「あかるい職場応援団」の改修・運営による周知・広報を実施した。 ○各企業で具体的な取組を推進していく際に参考となる「職場のパワーハラスメント対策ハンドブック」の作成・周知や、参加者の実務に活かすことのできる「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」を実施した。		○
●職場における過度のストレスの要因となるリスクを特定、評価し、必要な措置を講じてリスクを低減するリスクアセスメントのような新たな手法を検討する。		○厚生労働科学研究費補助金により、諸外国の産業精神保健法制度に係る調査研究、メンタルヘルス対策を促進させるリスクアセスメント手法の研究を実施した。		○
ストレスへの気づきと対応の促進				
●労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。		○ストレスチェック制度を創設する労働安全衛生法改正案を平成 26 年 3 月に国会に提出した。（平成 26 年 6 月 19 日に法案は可決・成立。ストレスチェック制度は 1 年 6 月以内に施行予定。）		○
取組方策の分からない事業場への支援				
●職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要である。しかし、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場もあるため、事業者がこうした取組が行えるように支援措置を充実する。特に小規模事業場に対する支援の強化を図る。		○メンタルヘルス対策支援センターにおいて、個別訪問指導等により事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みへの支援を実施した。		○
職場復帰対策の促進				
●事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通		○メンタルヘルス対策支援事業において、規模別の職場復帰支援モデルプログラム（試行版）を作成した。		○

じて、職場復帰支援の事例を収集し、事例集としてまとめる。また、収集した職場復帰支援の事例について分析を行い、事業場の規模等に対応した職場復帰支援に係るモデルプログラムを作成する。これらを働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて広く提供する。		
●事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組むよう、事業者に対する支援措置を検討し、その充実を図る。	(今後対応予定)	—

【過重労働対策】

目標	週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		9.2%	8.8%	6.5%（30%減）
12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組		
健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減				
●事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。		○都道府県労働局等の指導等を通じて、健康診断の実施及び事後措置等の健康管理の徹底を行い、さらに、個別指導等を通じて長時間労働抑制に関する指導を行った。		
●事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法を開発し、その実施を促進する。		○事業者による健康管理の質の向上を目的として、事業者健診結果を円滑に保険者に提供するためのシステムに関する検討等を厚生労働科学研究費補助金で実施している。		
働き方・休み方の見直しの推進				
●不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。		○勤務形態等の特性に応じた改善策を盛り込んだ業種別の「働き方・休み方改善ハンドブック」を開発した。（厚生労働省の HP に掲載するとともに、都道府県労働局に配置された働き方・休み方改善コンサルタントによる個別企業等への助言・指導の際に活用。）		
●恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。		○勤務形態等の特性に応じた改善策を盛り込んだ業種別の「働き方・休み方改善ハンドブック」を開発した。（厚生労働省の HP に掲載するとともに、都道府県労働局に配置された働き方・休み方改善コンサルタントによる個別企業等への助言・指導の際に活用。）（再掲） ○労働基準監督署等において、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」について、窓口指導、集団指導、監督指導等のあらゆる機会を通じて事業主等に対し周知徹底した。 ○また、平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、9 月 1 日（日）に全国一斉の無料電話相談を行い、1,044 件の相談を受け付けた。さらに、5,111 事業場に対して立入調査を実施し、違法な時間外労働を含む何らかの労働基準関係法令違反が認められた 4,189 事業場（全体の 82%）に対して是正に向けた指導を行った。		

【化学物質による健康障害防止対策】

目標	危険有害性の表示と SDS の交付を行っている化学物質製造者の割合	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		—	— ※平成 26 調査予定	80%
12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組		
発がん性に着目した化学物質規制の加速				
●行政機関が自ら行う有害性調査の情報だけでなく、化学品メーカーなど、事業者が保有する有害性情報を広く収集し、蓄積・共有する仕組みを構築する。有害性情報の収集に当たっては、一定の基準を設け、事業者に対して情報の提供を義務づけることも検討する。		(今後対応予定)		—
●特定化学物質障害予防規則等による規制のない化学物質について、有害性情報の活用、変異原性試験等の実施、がん原性試験の効率化等により、発がん性の可能性の評価を加速する。		○発がん性の有無が明らかでない化学物質について、詳細な調査が必要な化学物質を絞り込むために変異原性試験等を実施するスクリーニング事業を開始した。		○
●発がん性があると評価された化学物質は、速やかに職場での労働者のばく露の状況を把握してリスク評価を行い、労働者の健康障害防止のための規制の要否の判定を行う。		○前年度に初期評価を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた 3 物質について詳細リスク評価を実施した。 ○労働安全衛生規則第 95 条の 6 に基づく告示に定める物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える 6 物質について、初期評価を実施するとともに、1,2-ジクロロプロパンについてリスク評価を実施した。 ○発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質に係る有機溶剤業務のリスクについて検討を行った。 ○平成 26 年のばく露作業報告対象物質として 26 物質を選定し、12 月 27 日に告示改正を行った。		○
●新たに規制を行うこととなった化学物質は、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準等の策定などの作業環境管理対策とともに、防毒マスクの使用などの作業管理対策を速やかに策定し、徹底を図る。		○平成 24 年度に開始したリスク評価の結果、平成 25 年 5 月にリスクが高いと判断された 1,2-ジクロロプロパンについて、健康障害防止措置の内容について速やかに検討を行い、8 月に関係政省令の改正を行った（10 月に施行し、関係事業場に対する周知徹底を図っている）。 ○リスク評価の結果、リスクが高いと判断されたジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト及び発がんのおそれのある有機溶剤について、具体的な健康障害防止対策を検討した。		○
●化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質は、健康障害防止のための技術指針を作成し、周知、措置の徹底を図る。		○平成 25 年 11 月に強い変異原性が認められた 43 の届出物質と 5 の既存化学物質について、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づく措置の実施の徹底を届出事業場に		○

		対して要請し、関係事業者団体に対して、これらの強い変異原性を有すると認められた物質を製造する又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずるよう周知した。	
リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供			
●規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。	○一定の危険性・有害性を有する化学物質（SDS の交付義務対象物質）について、リスクアセスメントの実施を義務づける労働安全衛生法改正案を平成 26 年 3 月に国会に提出した。（平成 26 年 6 月 19 日に法案は可決・成立。リスクアセスメントの義務化は 2 年以内に施行予定。）	○	
●リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。	○義務対象物質以外のすべての危険有害性を有する化学物質等についてのラベル表示・SDS 交付の努力義務化（平成 24 年 4 月施行）について、経済産業省と連名で周知用のパンフレットを作成、配布した。 ○平成 24 年度委託事業で作成したモデルラベル・モデル SDS を「職場のあんぜんサイト」に追加掲載した。	○	
●化学物質の製造、輸入から使用、廃棄に至る一連の流通経路を通じて、危険有害性情報を伝達・提供することができるよう、省庁横断的な取組により合理的な化学物質管理体制の構築を目指す。	○義務対象物質以外のすべての危険有害性を有する化学物質等についてのラベル表示・SDS 交付の努力義務化（平成 24 年 4 月施行）について、経済産業省と連名で周知用のパンフレットを作成し、配布した。（再掲）	○	
作業環境管理の徹底と改善			
●作業環境中の濃度測定方法が未確立の化学物質について、測定を行わなくても化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等を活用した健康障害防止措置の普及を図る。	○海外で活用されているばく露推定モデルの日本国内事業場における妥当性の検証を行う事業を実施し、日本国内事業場での活用方法について検討を進めた。	○	
●リスクに基づく合理的な化学物質管理の一環として、発散抑制措置の性能要件化の普及を図るとともに、個人サンプラーによる作業環境中の化学物質濃度測定の導入を検討する。	○平成 24 年度に実施した規則改正により導入することとした発散防止抑制措置特例実施許可について、事業者から出された申請等について専門家検討会において審査を行った結果、2 件の事案について認めることとし、業界団体に周知するなど、性能要件化の普及を図った。 ○個人サンプラー方式の導入については、委託事業による検討を進めた（労働衛生管理手法として個人ばく露測定を導入することは的確かつ合理的であり、将来的には現行の作業環境測定と同様の位置づけとし、活用の拡大を図る必要があるとの結果が得られた）。	○	

【腰痛予防対策】

目標	休業4日以上死傷者数（人）	平成24年	平成25年	目標（平成29年）
	社会福祉施設	6,480	6,831（5.4%増）	5,832（10%減）
12次防の記載内容			平成25年度の取組	
腰痛予防教育の強化				
●特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。		○平成25年度に改正した腰痛対策指針に労働衛生教育を作業配置時に行うよう盛り込み、パンフレット等で周知した。また、腰痛予防対策講習会でも当該労働衛生教育内容について説明を行った。		
重量物取扱い業務に対する規制の導入				
●腰痛の発生要因となるリスクを除去する観点から、諸外国の状況等を踏まえて、重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入を検討する。		○諸外国における重量規制の実態把握に向けて情報収集を行っている。		

【熱中症対策】

目標	職場での熱中症による休業４日以上の死傷者数（５年合計値）	平成 20 年～24 年	平成 21 年～25 年	目標（平成 25 年～29 年）
		1,948	2,198（12.8%増）	1,558（20%減）
12 次防の記載内容			平成 25 年度の取組	
屋外作業に対する規制の導入				
●熱中症の発生状況を勘案し、夏季の一定の時期の屋外作業について、作業環境の測定、評価と必要な措置を義務付けることを検討する。		（平成 2 6 年度より、屋外作業での具体的な温熱環境の測定方法、評価方法、必要な措置について安衛研で調査・研究を実施中。）		－
熱中症対策製品の客観的評価基準の策定				
●熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT 値（暑さ指数）の低減効果の観点から機能の評価基準の策定を行い、周知を行う。		○熱中症対策製品の客観的評価に向けて安衛研にて調査・研究中。		○

【受動喫煙防止対策】

目標	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合	平成 24 年	平成 25 年	目標（平成 29 年）
		51.8%	集計中	15%
12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組		
普及・啓発				
●受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。		○事業者に対して受動喫煙防止のための設備の設置の促進等の援助に国が努めることを内容に含む労働安全衛生法改正案を平成 26 年 3 月に国会に提出した。（平成 26 年 6 月 19 日に法案は可決・成立。受動喫煙防止関連規定は 1 年以内に施行予定。） ○平成 25 年度は受動喫煙防止対策助成金の対象業種を全業種に拡大し、助成率を 1/4 から 1/2 に引き上げ、347 事業場に対して交付した。 ○粉じん計・風速計等の測定機器の貸出しを 334 件、電話による技術的な指導を 984 件、実地における技術的な指導を 40 件実施した。さらに、周知啓発のための説明会を全国で 94 回開催した。		
受動喫煙防止対策の強化				
●職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。		○全ての屋内事業場について、事業者及び事業場の実情に応じた措置を努力義務とする労働安全衛生法改正案を平成 26 年 3 月に国会に提出した。（平成 26 年 6 月 19 日に法案は可決・成立。受動喫煙防止関連規定は 1 年以内に施行予定。） ○平成 25 年度は受動喫煙防止対策助成金の対象業種を全業種に拡大し、助成率を 1/4 から 1/2 に引き上げ、347 事業場に対して交付した。 ○粉じん計・風速計等の測定機器の貸出しを 334 件、電話による技術的な指導を 984 件、実地における技術的な指導を 40 件実施した。さらに、周知啓発のための説明会を全国で 94 回開催した。（再掲）		

【リスクアセスメントの普及促進】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の実施状況
中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進	
● 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。	○ 委託事業により、全国 63 地域で中小規模事業者に対して、座学研修に加えて実技研修を行い、リスクアセスメントの導入促進を図った。
● 中小規模事業場が労働安全衛生マネジメントシステムを導入しやすくするため、分かりやすい解説を盛り込んだ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を作成する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。	○ 委託事業において、労働安全衛生マネジメントシステムの導入マニュアルを作成し、全国 7 箇所で労働安全・衛生コンサルタントによるセミナーを実施して導入促進を図った。 ○ 中災防において、「マネジメントシステムリーダー研修」等の各種研修、支援、説明会等を実施した。
建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進	
● 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。	○ 局署における集団指導・個別指導のほか、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」）において、元方事業者の統括安全衛生責任者並びに関係請負人の安全衛生責任者及び職長への教育を実施し、リスクアセスメントの実施を促進した。
労働衛生分野のリスクアセスメントの促進	
● 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの実施を促進する。	○ 社会福祉施設での腰痛予防について中災防にてリスクアセスメントマニュアルを作成した。

【高齢労働者対策】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の実施状況
身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組	
●労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。	○局署における集団指導・個別指導により、左記内容を盛り込んだリーフレット等を活用し適宜指導を行った。 ○中災防において、「身体機能低下を防ぐ実践セミナー」、「転びの予防セミナー」を実施した。
●高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。	○高齢労働者労働者に配慮した交通労働災害防止の手引きを作成し、周知を図った。
基礎疾患等に関連する労働災害防止	
●基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。	○地域産業保健センターで、労働者の健康管理の相談などへの対応を行った。
●体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。	○建災防において、心臓慢性疾患のある者を高所作業から外す等の適正配置など高齢労働者に対する安全衛生管理の充実を内容とする建設業労働災害防止対策実施事項を定め、その推進を図った。
●定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発する労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。	○地域産業保健センターで、健康診断の結果についての医師からの意見聴取等への対応を行った。

【非正規労働者対策】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組
非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討	
●パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策を検討する。	○平成 25 年 11 月に実施した全国統計調査（労働安全衛生調査）において、非正規労働者の安全衛生に関する調査を実施した（結果は平成 26 年秋頃に取りまとまる予定）。（再掲） △
就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化	
●建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。	○混在作業が行われている建設業等に対する監督指導、個別指導等を行う際には、法令に基づき必要な措置を講じるよう指導を実施した。 ○

【行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組
専門家と労働災害防止団体の活用	
●安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントを育成し、能力を向上させるとともに、専門的、技術的な業務については、労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みを検討する。	○中災防において、「中災防安全衛生エキスパート制度」を設立し、安全衛生分野の専門家のネットワークを構築した。 ○
●様々な業界で安全衛生活動に携わってきた人材を、業種を超えて有効に活用し、事業場の安全衛生水準を高めていく方策を検討する。	(今後検討予定) —
●専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。	○安全衛生労使専門家会議を各都道府県労働局で年間 1 ～ 3 回開催し、安全衛生等の専門家から意見を聴取し、各局で策定する行政運営方針に反映させたり、集団指導や各種会議の場で参考にしたりと、安全衛生施策を進める上での参考とした。 ○
●業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。	○業種別の労働災害防止団体が中小規模事業場を対象に実施する「集団指導」及び「個別指導」に対する新たな補助を平成 26 年度から実施するための環境整備(予算要求等)を行った。 (労働災害関連情報の労働災害防止団体への提供については今後検討予定) ○
●労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。 (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。 (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。	(a) 業種別の労働災害防止団体では、国の「第 12 次労働災害防止計画」を踏まえ、5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）に取り組むべき方向と対策を示した労働災害防止計画を策定した。 (b) 建災防において労働災害防止規程の変更（墜落災害防止対策、熱中症予防対策、石綿ばく露防止対策等を強化）を行った。 中災防において「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」の見直しを行った。 ○
業界団体との連携による実効性の確保	
●特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。	○必要に応じて関係業界と調整しながら対策を進めた。 ○
●全国又は地域の業界団体、労働組合等が自ら行う安全衛生分野の調査研究を支援する。	(今後検討予定) —

安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

●メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図る。	○委託事業により、外部専門機関の育成等の事業を実施し、医療機関等を対象に研修を行った。	○
●労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、国による援助を充実することにより、小規模事業場の産業保健活動を促進する。	○地域産業保健事業等の三事業の事業内容を継承して一元化し、ワンストップサービスとして産業保健サービスが提供できるようにした。	○
●企業で安全衛生を担ってきた人材や労働安全・衛生コンサルタントを含む、安全衛生に関する専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成するとともに、事業者が自らの事業者としての責任を果たす上で、外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備を図る。小規模事業場がこうした外部専門機関を活用する際には、必要な支援を行う。	(今後検討予定)	—

【社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組
経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚	
●労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。	○全国安全週間（7 月）・全国労働衛生週間（10 月）の機会を捉えて、企業のトップへの安全衛生活動の協力依頼を通じて意識付けを行った。
労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表	
●労働災害の発生状況や労働災害防止のための取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標を開発する。 ●快適職場調査（ソフト面）チェックシートなど、既に構築された成果を含め、開発した指標を視覚化し、普及させる。 ●業界別や、個別企業の評価を労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業は積極的にホームページ等で公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。	○平成 25 年 12 月の建議「今後の労働安全衛生対策について」を踏まえ、「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組み」に関する予算を要求した（平成 26 年 7 月から検討会を実施中）。 ○中災防において、中小企業労働安全衛生評価事業を実施し、65 事業場を評価した。
重大な労働災害を発生させ改善がみられない企業への対応	
●法令違反により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、一定の基準を設け、着実に労働環境の改善を図らせるため、企業名と労働災害の発生状況をホームページ等で公表することを含めて検討する。	○重大な労働災害を繰り返す企業に改善を図らせる特別安全衛生改善計画制度を創設する労働安全衛生法改正案を平成 26 年 3 月に国会に提出した。（平成 26 年 6 月 19 日に法案は可決・成立。重大な労働災害を繰り返す企業に対する特別安全衛生改善計画制度は 1 年以内に施行予定。）
労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上	
●労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。	○中災防において、139 事業場に対して安全行動調査を実施するとともに、「危険体感教育実践セミナー」を実施し、小冊子「危険実感 BOOK－誰 1 人ケガをしない・させない－」を製作した。
●国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることにについて、地域、職域、学校が連携して取り組む。	（今後検討予定）
●大学教育における安全衛生教育のあり方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、大学教育への安全衛生教育の取入れ方策を検討する。	○厚生労働科学研究費補助金により、3 か年計画（平成 24 年度～26 年度）で大学における安全衛生教育の研究を実施中。

【科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の実績
労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進	
●労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性、連携を強化し、科学的根拠に基づいた施策を推進する。	○安衛研が実施した調査研究において明らかとなったエビデンスをもとに、法令改正やガイドラインの策定を行うなど科学的根拠に基づく安全衛生施策の推進に努めた。 (平成 25 年度の主な実績) ・解体用建設機械の規制強化 ・食品加工用機械の規制強化 ○重点分野ごとに安全衛生部と安衛研で研究方針等の打合せを実施した。
●安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化を図る。	○行政施策の推進上必要となる研究課題については、行政との緊密な連携のもと、安衛研が積極的にこれを担うとともに、土木学会(研究員が安全工学小委員会の委員長を担当)をはじめ、各分野において実施される研究や検討に積極的に関与するなど、その機能強化に努めている。 ○平成 25 年 12 月の閣議決定を踏まえた(独)労働者健康福祉機構との統合に向けた検討の中で、両独法が実施している調査研究の相乗効果が得られるよう調整を図っている。
●安全衛生分野の研究の裾野を広げるため、安全衛生研究振興のための予算や安全衛生研究に活用できる有用な情報の確保に努める。	○厚生労働科学研究費(労働安全衛生総合研究)の活用枠の確保に努めた。 ○胆管がん問題をはじめ、局署による事業場指導等を通じ、個々の事業場において生じている課題も含め、安全衛生研究の充実に資する情報の把握に努めた。
国際動向を踏まえた施策推進	
●労働安全衛生総合研究所が行う調査研究活動や、専門家、諸外国との交流を通じて諸外国の最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際的整合性を担保するよう努める。	○各種構造規格に定める安全基準について、ISO をはじめとする国際基準との整合性に配慮した見直しに努めるとともに、規制の見直しに当たっては、諸外国における規制の状況を踏まえた内容となるよう努めた。 (平成 25 年度の主な実績) ・車両系木材伐出機械に係る規制強化

【発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化】

12 次防の記載内容		平成 25 年度の取組	
発注者等による安全衛生への取組強化			
●外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。		(今後検討予定)	-
●施設等の管理者等が、自らが管理する施設等を第三者に使用させる場合の安全衛生管理責任のあり方を検討する。		○平成 25 年 12 月の建議「今後の労働安全衛生対策について」を踏まえ、「陸上貨物運送事業の荷役作業における安全確保対策ガイドライン」に基づき荷主等の実施事項について要請等を行った(建議においては、本取組みの進捗状況を踏まえ、施設等管理者による取組のあり方について改めて検討することとされた)。	○
製造段階での機械の安全対策の強化			
●設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用するあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化する。		○機械等の回収・改善命令制度のあり方等について検討会を開催し報告書を取りまとめた(これを受け、機械の設計・製造段階の安全化を促進するための要領を策定する予定)。(再掲)	△
●機械関連業界と連携して、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築を検討するとともに、一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨する。		(今後検討予定)	-
●機械による労働災害の情報をもとに、機械の重大な欠陥により、重篤な労働災害が発生し、当該機械の販売先が特定できない等、同種災害を防止する必要がある場合は、発生した労働災害の内容、機械の製造者名等の公表や、製造者による機械の回収・改善を図る制度を検討する。		○機械等の回収・改善命令制度のあり方等について検討会を開催し報告書を取りまとめるとともに、同報告書を踏まえた平成 25 年 12 月の建議「今後の労働安全衛生対策について」において、製造者等に対し国が回収・改善を要請することが適当とされた(これを受け、機械の設計・製造段階の安全化を促進するための要領を策定する予定)。	○
●ユーザーによる使用方法に明らかに問題があり、製造段階で対処できないような事案については、誤った使用方法により発生する労働災害の事例を具体的に公表し、広く周知することで同種災害を防止する。		○左記の災害事例を取りまとめた(今後、厚生労働省HPに掲載予定)。	○
●技術の進歩等に合わせて機械等の技術基準に関する労働安全衛生関係法令を見直す。また、構造規格等の技術基準を設定する際は、技術基準の整合化等を促進するため、日本工業規格(JIS 規格)等を積極的に引用する。		○国際標準化機構(ISO)における産業用ロボットの規格策定を受け、産業用ロボットと人との協同作業を可能とする安全基準を明確化した(平成 25 年 12 月に通達を発出)。	○

労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

●労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとし、他省庁の施策との一層の連携を図る。

○内閣官房及び保安 4 法を所管する総務省消防庁、経済産業省及び厚生労働省において「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」を開催し、コンビナート等における事故・災害防止に向けた対策を検討した。

○

【東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応】

12 次防の記載内容	平成 25 年度の取組
東日本大震災の復旧・復興工事対策 ●東日本大震災の被災地での復旧・復興工事の労働災害防止対策を着実に実施する。また、避難指示解除準備区域等で行われる除染作業や生活基盤の復旧作業での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施する。	○局署が実施する個別指導・集団指導のほか、委託事業等で専門家による巡回指導及び教育支援を実施した。
原子力発電所事故対策 ●東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認する。 ●東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業に従事する全ての労働者に対する被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の実施を徹底する。 ●東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、メンタルヘルスクアを含めた健康相談等の長期的健康管理対策等を着実に実施する。 ●除染特別地域等での除染作業、復旧・復興に携わる労働者の放射線障害防止対策を着実に実施する。	○平成 24 年 8 月 10 日付け労働基準局長通達に基づき、都道府県労働局より各原子力施設に対し、自主点検等を実施するとともに、対策の進捗が遅い原子力施設に対して必要な指導を実施した。 ○平成 23 年 12 月 22 日付け安全衛生部長通達に基づき、東京電力福島第一原子力発電所及び関係請負人に対する指導を徹底するとともに、労働者の被ばくする実効線量が一定以上の作業については、事前に放射線作業届を提出させ、被ばく低減対策等について個別に指導を行った。また、定期的に原子力発電所内に立ち入り、線量管理の状況等について必要な指導を実施した。 ○緊急作業従事者に係る事業者からの健康診断結果及び被ばく線量の報告について、データベースに保存するとともに、委託事業により健康相談窓口を設置し、緊急作業従事者等に対する健康相談等を実施した。なお、18,874 名（97.6%）に緊急作業従事者登録証を発行するとともに、747 名（82.7%）に被ばく線量等記録手帳を交付した。 ○平成 24 年 3 月 2 日付け労働基準局長通達に基づき、除染電離則に基づく特別教育、被ばく管理等について事業場を指導した。併せて事業者団体による除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の発足について、平成 25 年 12 月 26 日に最終取りまとめがなされたことを踏まえ、同日付けで除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等を改正するとともに、環境省等の発注官庁に対して協力を依頼した。